消費者啓発参考情報「くらしの１１０番」トラブル情報

**まさか！子どものオンラインゲーム無断課金に注意**

|  |
| --- |
| 【事例１】　小学生の子どもに学習用としてタブレットを与え、親のスマホと同じアカウントで使用させていたところ、子どもが無断でゲーム課金をしていた。アカウントには親のクレジットカードの情報を登録していた。【事例２】　親の古いスマホを小学生の子どもに与えたところ、５０万円もゲーム課金していた。スマホには親のアカウントでクレジットカードの情報を登録していた。課金するにはパスワードを設定していたが、子どもが顔認証を設定していた。【事例３】　通信事業者から「キャリア決済が上限の１０万円に達した」と連絡があり、調べると中学生の子どもが自分のスマホで何度もゲーム課金をしていた。クレジットカードの登録はしていないので、課金できるとは思っていなかった。 |

　子どもが保護者に無断でオンラインゲームの課金をし、高額な請求を受けるトラブルは依然として増加傾向にあります。

　オンラインゲームの課金の多くは、スマートフォンのアカウントに事前登録された決済方法（クレジットカードやキャリア決済など）で行われます。こうした保護者のアカウントが使える（ログインした）状態の端末を子どもに貸与し、無断で課金されたケース、或いは親がパスワードや指紋・顔認証などを設定していたものの、子どもが勝手にパスワード変更や追加の認証をしていたケースもあります。

　また、スマートフォンの通信契約をすると、キャリア決済は自動的に利用できるようになります。この場合、事前の決済登録を経ずに課金できてしまうので、注意が必要です。

【消費者へのアドバイス】

1. 保護者（親、祖父母、親戚など）の端末を子どもに使わせる場合は、アカウントを使えない（ログオフした）状態にしましょう。
2. 子ども用として端末を与える場合、子ども専用のアカウントを作り、保護者のアカウントで「ペアレンタルコントロール」を利用して管理しましょう。
3. 未成年者が保護者の同意なく課金をした場合は、未成年者契約の取消しが可能な場合がありますが、保護者のアカウントで課金していた場合、「子どもが使った」という証明が難しいことがあります。

困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188」へお掛けください。

（くらしの110番　2024年8月）